

日本証券業協会 協会員及び 特別会員にお勤めのお客様のお取引について

内藤証券株式会社

今般、弊社では日本証券業協会の協会員及び特別会員(グループ会社含む)の従業員の方のお取引について、日本証券業協会の規則等に基づき、下記の通り、取り決め致しましたのでご案内致します。

日本証券業協会の協会員である金融商品取引業者(証券会社等)の従業員または、特別会員である金融商品取引業者(銀行、保険会社等)の登録金融機関業務に従事している場合、信用取引および先物オプション取引等を行うことが禁止されています(日本証券業協会『協会員の従業員に関する規則』第7条参照)。

銀行、保険会社等の金融商品取引業者に勤務されている方は法令、規則およびご自身の従事する業務・勤務先の社内規則等を十分にご確認下さい。

■お取引の制限

弊社では、日本証券業協会の協会員及び特別会員の従業員の方は、下記のお取引をしていただくことはできません。

- | | |
|-------|----------------|
| ・信用取引 | ・その他デリバティブ取引 |
| ・先物取引 | ・投機的売買と認められる取引 |

■新たに上記の口座開設を希望されるお客様

日本証券業協会の協会員・特別会員の従業員の方の口座開設は受けられません。

■既に口座を開設されているお客様

・日本証券業協会の特別会員の従業員の方は、法令、規則の定めるところにより、取引等の縮小及び口座の閉鎖をお願いする場合があります。

・今後、上記の内容に該当する場合、弊社よりお客様に対して、お取引画面のお知らせ欄・E-mail・電話等によりご確認をさせていただきます。

<参考>

<日本証券業協会規則>：特別会員の登録金融機関業務に従事する者における有価証券の
売買について（コンプライアンス・レターNo.14）の抜粋

コンプライアンス・レターNo.14<抜粋>

平成 16 年 12 月 1 日以降、証券仲介業務を開始した特別会員における当該業務に従事する役職員は、投機的売買取引を行うこと及び自己の計算において信用取引を行うことが禁止されることとなりました。さらに平成 19 年 9 月 30 日以降、特別会員においては金融商品仲介業務に従事する者に限らず、登録金融機関業務に従事する役職員全般について、自己の計算において信用取引等の投機的売買を行うことは禁止されております。

また、現物取引の売買であっても短期の売買を頻繁に繰り返しているなど、売買の態様によっては投機的売買と認められることがあります。

協会員各社におかれましては、違反行為の未然防止体制の確立等、内部管理体制の整備を行うとともに、役職員に有価証券売買等の状況を確認するなど、適切な措置を講じられますようお願いいたします。